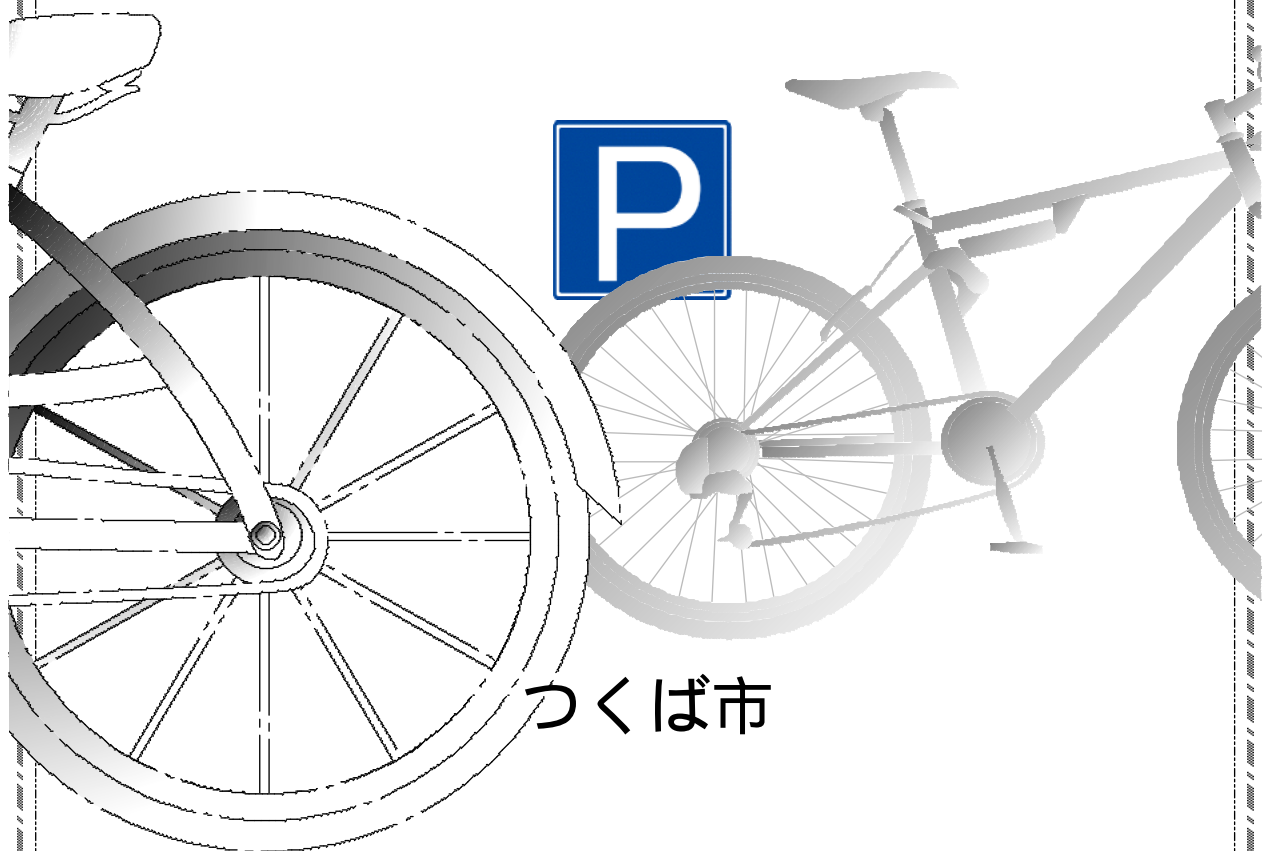


# 自転車等駐車場の 附置義務について

つくば市内の都市計画法で定める商業地域に百貨店，スーパーマーケット，金融機関，遊技場などの商業施設等の新築，増築，改築及び建物の用途を変更する場合は，自転車等駐車場の設置が必要になります。



つくば市



TSUKUBA CITY

お問い合わせ先

つくば市都市建設部都市施設課  
029-836-1111 (代表)

発行 平成21年9月

## 自転車等駐車場の附置義務について

放置自転車のない安全できれいなまちづくりのために  
建物には自転車駐車場の設置をお願いします。

(施行期日：平成21年10月1日)



自転車は、通勤、通学、買物などのための最も身近な乗り物として日常の生活に欠くことのできない交通手段となっています。

また、地球温暖化の原因である二酸化炭素を排出せず、環境にやさしい乗り物として注目されています。

しかし、鉄道駅や駅周辺の商業施設への自転車を利用したアクセスの急増に伴い路上への自転車の放置によって、交通阻害などの問題を招いています。

この自転車の放置による問題の解消を図るため「つくば市自転車等駐車場附置義務条例」を制定し、市内の指定区域内に自転車等の大量の駐車需要を生じさせる集客施設や商業施設などを新築、増築、改築及び用途の変更をする場合、施設の自転車等利用者のために定められた規模の自転車等駐車場の設置を義務づけ、安全で快適な歩行環境の確保、交通の円滑化及び良好な都市環境を確保するものです。

### 自転車等駐車場の附置義務とは

条例で定められた「指定区域」において、百貨店、スーパーマーケット、飲食店、銀行等の金融機関、遊技場など、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる一定規模以上の施設を新築、増築、改築及び用途の変更をする場合、施設の設置者は、その施設またはその敷地内に条例で定められた基準に従い算定した台数以上の自転車等を駐車することができる自転車等駐車場を設置しなければなりません。

自転車等駐車場とは、一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設のことです。自転車及び原動機付自転車を駐車できる自転車等駐車場の設置を義務づけています。

### 自転車等駐車場を設置しなければならない区域は

自転車等駐車場を設置しなければならない区域（指定区域）は、都市計画法で定める商業地域と定めています。

## 自転車等駐車場の設置の届出は

指定区域内において自転車等駐車場を設置又は変更をしようとする場合は、「自転車等駐車場設置（変更）届出書」に下記の書類を添付して都市施設課へ提出していただきます。

自転車等駐車場設置（変更）届出書の主な記載内容

- (1) 氏名及び住所  
（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の主要用途及び規模等
- (3) 自転車等駐車場の設置位置及び規模
- (4) 自転車等駐車場の構造及び設備

[ 添付書類 ]

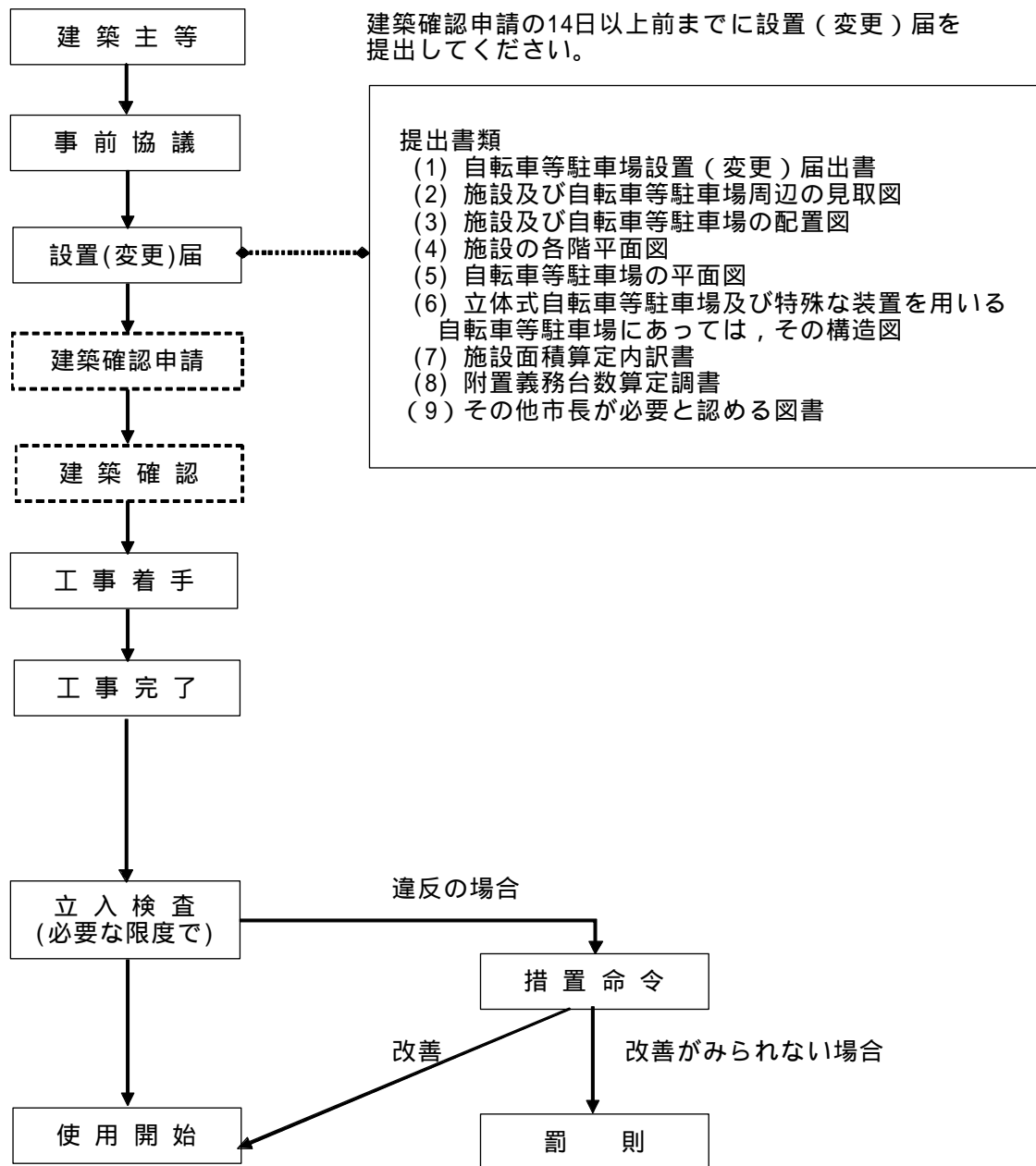
- (1) 施設及び自転車等駐車場周辺の見取図
- (2) 施設及び自転車等駐車場の配置図
- (3) 施設の各階平面図
- (4) 自転車等駐車場の平面図
- (5) 立体式自転車等駐車場及び特殊な装置を用いる自転車等駐車場にあっては、その構造図
- (6) 施設面積算定内訳書
- (7) 附置義務台数算定調書
- (8) その他市長が必要と認める図書

自転車の利用者の安全が十分確保され、かつ有効に駐車でき、自転車1台につき1平方メートル以上の面積が必要です。

なお、自転車ラック等を用いて合理的に駐車することができる場合は、この限りではありません。

# 自転車等駐車場設置手続きの流れ

## 附置義務に関する手続きの流れ



・自転車等駐車場設置（変更）届出書を提出していただいた後に施設の面積等に変更が生じた場合は、再度当該書類をお出しいただきます。

## 自転車等駐車を設置しなければならない施設は

以下の施設を新築又は増築及び用途変更をする場合は、自転車等駐車の設置が必要となります。

	施設の用途	施設の規模	自転車等駐車台数の割合	施設面積の主な算定対象	算定対象としない床面積
1	百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店〔百貨店、スーパーマーケット、ショッピングセンターその他の物品販売業を営む店舗及び食堂、レストラン、喫茶店その他これらに類する飲食店〕	施設面積が400㎡を超えるもの	施設面積20㎡ごとに1台	売場、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、サービス施設、客席、待合室その他これらに類するもの	従業員用の施設（更衣室、食堂など）、事務室、倉庫など
2	銀行その他の金融機関〔銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、証券会社その他これらに類する金融機関〕	施設面積が500㎡を超えるもの	施設面積25㎡ごとに1台	営業室、ロビー、応接室、現金自動支払機設置室その他これらに類するもの	従業員用の施設（更衣室、食堂など）、事務室、支店長室、金庫室など
3	遊技場その他これに類する施設〔ぱちんこ屋、まあじゃん屋、ゲームセンターその他これらに類する施設〕	施設面積が300㎡を超えるもの	施設面積15㎡ごとに1台	遊技室、景品交換所、ロビーその他これらに類するもの	従業員用の施設（更衣室、食堂など）、事務室、倉庫など
4	学習、教養、趣味の教授を目的とする施設〔学習塾、外国語会話教室、音楽教室その他これらに類する施設、専修学校及び各種学校〕	施設面積が300㎡を超えるもの	施設面積15㎡ごとに1台	教室、講堂、実習室、図書室その他これらに類するもの	従業員用の施設（更衣室、食堂など）、事務室、倉庫など
5	前各項に掲げる用途以外で規則で定めるものに供する施設〔官公庁施設、病院、郵便局、農業協同組合、集会場、公会堂、博物館、美術館、劇場、観覧場、映画館、演芸場、カラオケボックス、ポーリング場、体育館その他専ら利用者の利用に供する施設のうち市長が認めるもの〕	当該用途に供する部分の床面積が400㎡を超えるもの	当該用途に供する部分の床面積20㎡ごとに1台	待合室、応接室、会議室、診察室、集会室、展示室、客席、観覧席、運動場その他これらに類するもの	従業員用の施設（更衣室、食堂など）、事務室、倉庫など
備考	<p>(1) 施設の用途及び施設面積の算定対象については主な例示ですので、詳細についてはお問い合わせください。</p> <p>(2) 自転車には50cc以下のバイクを含みます。</p> <p>(3) 算定した自転車等駐車の台数が1台未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>(4) 店舗等面積が5,000㎡を超える施設（混合用途施設を除く）には、5,000㎡を超える部分を2分の1の規模で算定する特例措置があります。</p> <p>(5) 混合用途施設については、施設の用途ごとに算定した合計が20台以上である場合に附置義務が適用されます。</p> <p>(6) 自転車等駐車場は、駐車部分の規模を駐車台数1台につき1平方メートル以上とし、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければなりません。</p>				

施設を増築又は改築する場合は、増築又は改築部分の施設面積が用途別一覧表中の施設の規模となるか、その増築又は改築後の施設が用途別一覧表の規模となる場合、自転車駐車場設置義務が生じます。駐車場の規模は同表の自転車等駐車台数の割合で施設面積を除いた台数となります。ただし、既存の施設が指定区域となる前に建築されていたものは、その増築部分のみが設置台数の算定対象となります。

新築、増築又は改築する施設の用途が用途別一覧表中、2種類以上（混合用途）の場合は、各用途の施設面積の合計が用途別一覧表中の施設の規模のいずれかに該当し、各用途別に算定した台数の合計が20台以上である場合に、その合計数が設置義務台数となります。

## 自転車等駐車場設置台数算定例

### (1) 単一用途施設の場合

(計算例1)

施設面積が $1,500\text{m}^2$ の銀行を新築する場合 ( $1,500\text{m}^2 > 500\text{m}^2$  附置義務有り)  
 $1,500\text{m}^2 \div 25\text{m}^2 / \text{台} = 60\text{台}$  ----- 60台以上の設置が必要になります。

### (2) 混合用途施設の場合

(計算例2)

施設面積 $300\text{m}^2$ のスーパーマーケットと $150\text{m}^2$ の遊技場を一体の施設として新築する場合

スーパーマーケット  $300\text{m}^2 \div 20\text{m}^2 / \text{台} = 15\text{台}$

遊技場  $150\text{m}^2 \div 15\text{m}^2 / \text{台} = 10\text{台}$       合計25台      20台

算定台数が20台以上は附置義務あり ----- 25台以上の設置が必要になります。

### (3) 大規模施設の場合

(計算例3・単一用途)

施設面積が $7,000\text{m}^2$ の百貨店を新築する場合 ( $7,000\text{m}^2 > 400\text{m}^2$  附置義務有り)

$5,000\text{m}^2 \div 20\text{m}^2 / \text{台} = 250\text{台}$       ( $5,000\text{m}^2$ までの部分の算定台数)

$(7,000\text{m}^2 - 5,000\text{m}^2) \div 20\text{m}^2 / \text{台} \times 1/2 = 50\text{台}$  ( $5,000\text{m}^2$ を超える部分の算定台数)  
(ていげん 遡減対象面積) =  $2,000\text{m}^2$

+ =  $250\text{台} + 50\text{台} = 300\text{台}$  ----- 300台以上の設置が必要になります。

(計算例4 ・ 混合用途)

施設面積が4,000㎡の小売店舗, 2,000㎡の銀行, 2,000㎡の遊技場を持つ, 合計面積8,000㎡の大規模施設を新築する場合 (附置義務有り)

・合計面積に対する各用途の施設面積が占める割合

小売店舗  $4,000\text{m}^2 / 8,000\text{m}^2 = 1 / 2$

銀行  $2,000\text{m}^2 / 8,000\text{m}^2 = 1 / 4$

遊技場  $2,000\text{m}^2 / 8,000\text{m}^2 = 1 / 4$

この割合で5,000㎡までの部分と5,000㎡を超える部分に各用途の施設が存するものとみなし, 算定対象面積を求める。

・算定対象面積

	各用途の施設面積	5,000㎡までの部分	5,000㎡を超える部分
小売店舗	4,000㎡	2,500㎡	1,500㎡
銀行	2,000㎡	1,250㎡	750㎡
遊技場	2,000㎡	1,250㎡	750㎡
合計	8,000㎡	5,000㎡	3,000㎡

・附置義務台数の算定

小売店舗

$2,500\text{m}^2 \div 20\text{m}^2 / \text{台} = 125\text{台}$

$1,500\text{m}^2 \div 20\text{m}^2 / \text{台} \times 1/2 = 38\text{台}$                       計163台 -----

銀行

$1,250\text{m}^2 \div 25\text{m}^2 / \text{台} = 50\text{台}$

$750\text{m}^2 \div 25\text{m}^2 / \text{台} \times 1/2 = 15\text{台}$                       計 65台 -----

遊技場

$1,250\text{m}^2 \div 15\text{m}^2 / \text{台} = 84\text{台}$

$750\text{m}^2 \div 15\text{m}^2 / \text{台} \times 1/2 = 25\text{台}$                       計109台 -----

合計 =    +    +    = 163台 + 65台 + 109台 = 337台

----- 337台以上の設置が必要になります。

算定にあたり1台未満の端数が生じたときは切り上げるものとする。

5,000㎡を超える部分について各用途ごとに設置台数について1/2の逓減規定が適用されます。



(4) 増築又は改築の場合

(計算例5・小売店舗の増築)

施設面積が300㎡の既存小売店舗に施設面積200㎡の店舗を増築する場合

既存施設が指定区域に定められた後に建築された場合

既存小売店舗 300㎡

増築小売店舗 200㎡ 計500㎡ > 400㎡(附置義務有り)

500㎡ ÷ 20㎡ / 台 = 25台 ----- 25台以上の設置が必要になります。

既存施設が指定区域に定められる前に建築された場合

施設面積の合計が500㎡のため附置義務が有りますが、既存施設は考えず増築された部分の施設面積に応じた台数を設置すればよいので

200㎡ ÷ 20㎡ / 台 = 10台 ----- 10台以上の設置が必要になります。

(5) 用途の変更の場合

(計算例6・事務所を小売店舗への用途変更)

施設面積500㎡の既存事務所を小売店舗に用途変更する場合

既存事務所が指定区域に定められた後に建築された場合

用途変更後小売店舗 500㎡ 500㎡ > 400㎡(附置義務有り)

500㎡ ÷ 20㎡ / 台 = 25台 ----- 25台以上の設置が必要になります。

施設面積が300㎡の既存事務所を小売店舗に用途変更し、さらに施設面積200㎡の小売店舗を増築する場合

既存事務所 300㎡ 小売店舗に用途変更

小売店舗 200㎡ (増築) 計500㎡ > 400㎡(附置義務有り)

用途変更部分 300㎡ ÷ 20㎡ / 台 = 15台

増築部分 200㎡ ÷ 20㎡ / 台 = 10台 計25台

----- 25台以上の設置が必要になります。

既存事務所が指定区域に定められる前に建築された場合、施設面積の合計が500㎡のため附置義務が有りますが、既存事務所は考えず増築された部分の施設面積に応じた台数を設置すればよいので

増築部分 200㎡ ÷ 20㎡ / 台 = 10台

----- 10台以上の設置が必要になります。

## 自転車等駐車場の管理について

この条例により，設置を義務づけられた自転車等駐車場の設置者又は管理者は，常に自転車等の整理整頓に努め，安全に利用できるよう下記の事項に留意し自転車等駐車場を適正に管理していただくようお願いいたします。

- (1) 通勤，通学者など施設を利用する者以外の者が当該施設に設置を義務づけられた自転車等駐車場を利用し，あるいは，当該自転車等駐車場が荷物置場，売場など他の用途に使用され，設置目的に支障をきたすことのないよう適正に管理してください。
- (2) 当該施設に従事する者が当該施設に設置を義務づけられた自転車等駐車場を利用することにより，その設置目的に支障をきたすことのないように，適正な規模の従業員専用の自転車等駐車場を設置してください。

## その他

条例の適正な運用を図るため，必要に応じて次の措置を行う場合がありますので，ご注意ください。

### (1) 立入検査

条例の規定を守っていただくため報告，資料の提出を求めたり，立入検査を行う場合があります。

### (2) 措置命令

届出を怠ったり自転車等駐車場を設置しなかった場合，違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずる場合があります。

### (3) 罰則

施設の代理人，施設の使用人その他従業員がその法人又は人の業務又は財産に関し，違反行為をしたときは，その行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても罰金刑に処されます。

## 終わりに

この条例により自転車等駐車場の設置義務が課せられていない既存の大型店舗や遊戯施設などの自転車等の駐車需要を生じさせる施設には，施設利用者に対するサービス向上のために，必要な規模の自転車等駐車場を設置し適正に管理するようお

願いいたします。

自転車駐車が十分に設置されていない事務所や住宅などの建物の周辺では、無秩序に置かれた自転車が通行の支障となったり、街の美観を損ねたりする原因となりますので、共同住宅、ワンルームマンション、寄宿舍、事務所などの施設及びこの条例による指定区域を除く区域に一定規模以上の集客施設、商業施設などを建築する場合は、顧客用、従業員用などの自転車駐車を設置していただくようお願いいたします。

